

## 虐待防止のための指針

### 1 施設・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
- ②性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること

### 2 虐待防止・身体拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

#### 1. 虐待防止・身体拘束適正化委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から虐待防止・身体拘束適正化委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会は、年に1回以上開催する。

#### 2. 委員会の構成メンバー

- ①委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- ②委員長は法人理事長とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- ③委員の選任については、各事業所のサービス管理責任者、その他必要とされる者で、第三者委員や利用者および保護者の代表を加えることが出来る。
- ④委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

### 3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および新規採用時に実施する。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

### 4 施設・事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- ① 職員等が利用者への虐待を発見した場合、虐待防止担当者（サービス管理責任者）もしくは虐待防止責任者（施設長）、更には行政機関の担当窓口に報告する。
- ② 虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じて関係者から事情を確認する。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には本人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講じる。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、速やかに市町の窓口等外部機関に相談する。
- ⑤ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成・職員に周知する。
- ⑥ 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても事実確認の概要及び再発防止策を市町の行政機関に報告する。

## 5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には速やかに市町に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合には、市町及び警察等の協力を仰ぎ被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

## 6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又は保護者に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内する等の支援を行う。

## 7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や保護者等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に掲示する。

## 8 その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように努める。

## 附則

本指針は、令和4年4月1日より施行する。